

「罰則の引き上げ」について

1. 現状

一年以下の懲役又は 百万円以下の罰金 (第 44 条第 1 項)	○愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者
五十万円以下の罰金 (第 44 条第 2, 3 項)	○愛護動物に対し、みだりに給餌又は給水をやめることにより衰弱させる等の虐待を行つた者 ○愛護動物を遺棄した者
六月以下の懲役又は 五十万円以下の罰金 (第 45 条)	○許可を受けないで特定動物を飼養し、又は保管した者 ○不正の手段によつて特定動物の飼養又は保管の許可を受けた者 ○特定動物の種類及び数、特定飼養施設の所在地、構造及び規模、飼養又は保管の方法について、許可を受けずに変更した者
三十万円以下の罰金 (第 46 条)	○登録を受けないで動物取扱業を営んだ者 ○不正の手段によつて動物取扱業の登録、更新を受けた者 ○業務の停止の命令に違反した者 ○基準遵守義務違反に対する措置命令又は特定動物飼養者に対する措置命令に違反した者
二十万円以下の罰金 (第 47 条)	○動物取扱業の変更の届出又は特定動物飼養の許可に係る軽微な変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした者 ○動物取扱業者又は特定動物飼養者による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者 ○周辺的生活環境の保全に係る措置命令に違反した者
二十万円以下の過料 (第 49 条)	○動物取扱業の廃業等による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
十万円以下の過料 (第 50 条)	○動物取扱業者の標識を掲げない者

第四十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第四十四条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

2. 主な意見

- ・動物虐待罪を、「器物損壊罪」と同等とすること。
- ・法人罰金 1 億円

3. 参考法令

○刑法（明治 40 年法律第 45 号）

第二百六十一条 前三条に規定するもののほか、他人の物を損壊し、又は傷害した者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

○愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成 20 年法律第 83 号）

※個人の場合懲役 1 年以下もしくは 1 0 0 万円以下の罰金／法人の場合 1 億円以下の罰金に該当するもの

→愛がん動物用飼料の製造の方法等についての基準及び成分についての規格に合わないものを製造等した場合

→有害な物質を含む愛がん動物用飼料を製造等した場合

→有害な物質を含む愛がん動物用飼料等の廃棄等の命令に違反した場合

○特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律

（平成 16 年法律第 78 号）

※ 個人の場合懲役 3 年以下もしくは 3 0 0 万円以下の罰金 / 法人の場合 1 億円以下の罰金に該当するもの

→販売もしくは頒布する目的で、特定外来生物の飼養等をした場合

→偽りや不正の手段によって、特定外来生物について飼養等の許可を受けた場合

→飼養等の許可を受けていないのに、特定外来生物を輸入した場合

→飼養等の許可を受けていない者に対して、特定外来生物を販売もしくは頒布した場合

→特定外来生物を野外に放ったり・植えたり・まいたりした場合

※ 個人の場合懲役 1 年以下もしくは 1 0 0 万円以下の罰金 / 法人の場合 5 千万円以下の罰金に該当するもの

→販売もしくは頒布以外の目的で、特定外来生物の飼養等又は譲渡し等をした場合

→未判定外来生物を輸入してもよいという通知を受けずに輸入した場合

○愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成 20 年法律第 83 号）

第十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第六条の規定に違反した者
- 二 第七条第一項の規定による禁止に違反した者
- 三 第八条の規定による命令に違反した者

第二十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 一 第十八条 一億円以下の罰金刑

○特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律
（平成 16 年法律第 78 号）

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第四条の規定に違反して、販売又は頒布をする目的で特定外来生物の飼養等をした者
- 二 偽りその他不正の手段により第五条第一項の許可を受けた者
- 三 第六条第一項の規定による命令に違反した者
- 四 第七条又は第九条の規定に違反した者
- 五 第八条の規定に違反して、特定外来生物の販売又は頒布をした者

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第四条又は第八条の規定に違反した者（前条第一号又は第五号に該当する者を除く。）
- 二 第五条第四項の規定により付された条件に違反して特定外来生物の飼養等をした者
- 三 第二十三条の規定に違反した者

第三十四条 第二十五条第一項又は第二項の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第三十五条 第十条第一項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第三十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第三十二条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して次の各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 一 第三十二条 一億円以下の罰金刑
- 二 第三十三条 五千万円以下の罰金刑
- 三 第三十四条又は第三十五条 各本条の罰金刑